

第9章 地縁団体

1 地方自治法一部改正にいたる経緯

自治会、町内会等については、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置付けられ、その保有財産について、自治会等の名義で不動産登記をすることができず、代表者等の名義により登記が行われてきました。

しかし、個人名義による登記については、財産上のトラブルが絶えず、各方面から、これについての解決策が求められていました。

このため、平成3年の地方自治法の改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度が導入されました。

2 地縁による団体の定義

この改正により法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体です。

つまり、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義しています。

この地縁による団体は、一定の地域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものであるもので、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会、婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではありません。

3 認可申請に必要な書類について

- ①規約
- ②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ③構成員の名簿
- ④良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑤申請者が代表者であることを証する書類

なお、認可の申請を検討される際は、下記の担当部署にご相談ください。

<<問い合わせ先>>ぎふメディアコスモス内 市民活動交流センター
(Tel (直通) 214-4791)